

神戸市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準等を定める条例

(平成24年12月20日神戸市条例第37号)

制定 平成24年12月20日条例第28号

改正 平成27年3月31日条例第40号

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第65条第1項及び第2項の規定等に基づき、社会福祉施設（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホームに限る。）の設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(軽費老人ホームに配置する職員及びその員数に関する基準)

第2条 法第65条第1項に規定する条例で定める基準（同条第2項第1号に係るものに限る。）は、次条及び第4条に定めるもののほか、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号。以下「基準省令」という。）第1条第1号に定める基準に定めるところによる。

(施設長の資格要件)

第3条 施設長は、暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。第13条において同じ。）であってはならない。

(夜勤職員の配置に関する基準)

第4条 夜間及び深夜の時間帯に勤務する職員のうち1人以上は、医師、看護師、準看護師、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の2第1項の適用を受ける者、同法附則第4条第1項に規定する認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けた者又は介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）附則第14条第1項の認定を受けた者でなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(1) 入所者の中に、社会福祉士及び介護福祉士法第2条第2項に規定する<sup>かくたん</sup>喀痰吸引等（以下「<sup>かくたん</sup>喀痰吸引等」という。）を定期的に必要とする者がいな

い場合

(2) 夜間及び深夜の時間帯に<sup>かくたんきゅう</sup>喀痰吸引等が必要となった場合における対応について定めた計画を作成し、市長と協議した場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、入所者の安全に支障がないものとして市長が認めた場合

(軽費老人ホームに係る居室の床面積に関する基準)

第5条 法第65条第1項に規定する条例で定める基準（同条第2項第2号に係るものに限る。）は、基準省令第1条第2号に定める基準に定めるところによる。

（軽費老人ホームの運営に関する事項であって、利用者の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるものに関する基準）

第6条 法第65条第1項に規定する条例で定める基準（同条第2項第3号に係るものに限る。）は、次条に定めるもののほか、基準省令第1条第3号に定める基準に定めるところによる。

（入所申込者等に対する説明等）

第7条 前条の規定に基づき基準省令第12条第1項（基準省令第39条、附則第10条及び附則第17条において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合においては、「勤務の体制」とあるのは「勤務の体制、サービスの提供に当たって入所申込者が支払うべき費用の内容（当該費用の算出根拠及び支払方法を含む。）」とする。

（軽費老人ホームの利用定員に関する基準）

第8条 法第65条第1項に規定する条例で定める基準（同条第2項第4号に係るものに限る。）は、基準省令第1条第4号に定める基準に定めるところによる。

（法第65条第2項各号に掲げる事項以外の事項に関する基準）

第9条 法第65条第1項に規定する条例で定める基準（同条第2項各号に掲げる事項以外の事項に係るものに限る。）は、第10条から第12条までに定めるもののほか、基準省令第1条第5号に定める基準に定めるところによる。

（記録の整備）

第10条 前条の規定に基づき基準省令第9条第2項（基準省令第39条、附則第10

条及び附則第17条において準用する場合を含む。)の規定を適用する場合においては、同項中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

(人権の擁護及び高齢者虐待の防止に係る研修の実施)

第11条 軽費老人ホームの設置者は、事業を開始するに当たり、全ての勤務予定者に対して、人権の擁護及び高齢者虐待の防止に係る研修を実施しなければならない。

2 軽費老人ホームの設置者は、少なくとも1年に1回以上、全ての従業者を対象として、人権の擁護及び高齢者虐待の防止に係る研修を実施しなければならない。

(入所者の計画的な受入れ)

第12条 軽費老人ホームの設置者は、入所者の計画的な受入れに努めるとともに、日々のサービスの提供に必要な職員の配置に努めなければならない。

(軽費老人ホームの設置者に関する基準)

第13条 軽費老人ホームの設置者は、暴力団員等がその事業活動を支配するものであってはならない。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第4条の規定は、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律(平成19年法律第125号)の施行の日から起算して3年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(記録の整備に係る経過措置)

2 第10条の規定は、この条例の施行の日以後に完結した記録について適用し、同日前に完結した記録については、なお従前の例による。

(基準省令の附則等により特例が定められている場合の取扱い)

3 次に掲げる規定(以下「附則特例規定」という。)において基準省令の規定の特例が定められている場合においては、この条例の規定の適用により適用されることとなる基準省令の規定について、附則特例規定を準用する。ただし、この条例に別段の定めがある場合は、この限りでない。

(1) 基準省令の附則の規定

(2) 基準省令の一部を改正する内容を含む厚生労働省令その他の省令の附則の規定

附 則（平成27年3月31日条例第40号）

この条例は、公布の日から施行する。